

## 養護老人ホーム尚和寮運営規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野市社会事業協会（以下「協会」という。）が、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)並びに長野市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第45号）に基づき設置した養護老人ホーム尚和寮（以下「尚和寮」という。）の運営管理について必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業の目的及び運営方針)

第2条 尚和寮は、居宅において養護を受けることが困難な老人を受け入れて、法第11条第1項第1号に規定する養護を行うことを目的とする。

2 尚和寮の運営に当たっては、福祉サービスの基本理念に基づき、利用者の尊厳を大切にし、平等な日常生活を営めるよう支援することを方針とする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

### (名称及び所在地)

第2条の2 名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 養護老人ホーム尚和寮

所在地 長野県長野市松代町東条94番地1

### (入所定員)

第3条 尚和寮入所者(以下「入所者」という。)の定数は、50人とする。

### (職員の職種)

第4条 尚和寮に次の職員を置く。

寮長、次長、主任、書記、生活相談員、介護員、看護師、栄養士

### (職務の内容)

第5条 職員の職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 寮長

ア 施設の管理、業務全般の総括及び職員の指揮監督に関すること。

イ 事業計画、予算に関すること。

ウ 入所及び退所に関すること。

エ 災害対策に関すること。

オ 関係機関への報告及び連絡に関すること。

#### (2) 次長

ア 寮長を補佐し、所管の事務を掌理すること。

イ 所属職員を指揮監督するとともに、業務の調整に関すること。

#### (3) 主任

業務の総括及び職種間の調整に関すること。

#### (4) 書記 1人以上

ア 文書の収受及び発送に関すること。

イ 会計経理事務に関すること。

ウ 食糧品以外の物品の購入事務に関すること。

エ 医療器具、薬品、衛生材料、給食器具、入所者用の衣類及び日用品以外の物品の受払い、保

管に関する事。

オ 施設の営繕に関する事。

カ 他の職員の職務に属さない事務に関する事。

(5) 生活相談員 1人以上

ア 入所者の身上調査及びケース台帳並びに各種記録の保管、整備に関する事。

イ 入所者の処遇計画の作成及びその実施のための調整に関する事。

ウ その他生活指導に関する事。

(6) 介護員 2人以上

ア 入所者の日常生活の支援、介護に関する事。

イ 入所者についてケース記録その他の記録の整備に関する事。

ウ 入所者に支給する日常生活用品、慰問金品等の検収、保管、配分に関する事。

(7) 看護師 1人以上

ア 入所者の健康管理に関する事。

イ 医師の指導を受け、診療に関する処置をすること。

ウ 入所者に対する保健衛生の事務に関する事。

エ 医療器具、薬品及び衛生材料の検収、保管、使用、管理に関する事。

オ 看護日誌その他必要な記録に関する事。

(8) 栄養士 1人以上

ア 栄養の指導改善、献立計画及び献立表の作成に関する事。

イ 給食業務委託業者との連絡調整及び委託先の調理員等の指導に関する事。

ウ 給食器具の購入及び検収、受払管理に関する事。

エ 日誌その他必要な記録に関する事。

(診療等の実施)

第5条の2 協会と医療機関とで診療、健康診断等の委託契約を締結して、利用者の診療、健康診断、疾病予防等に関する業務を行うものとする。

2 事業所は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(宿直・日直勤務)

第6条 職員は、勤務時間外における施設の管理及び入所者の処遇に必要な体制を維持するため、寮長が定めるところによって、宿直又は日直の勤務を行わなければならない。

(入 所)

第7条 入所は、法第11条第1項第1号の規定により原則として措置の実施機関（以下「福祉事務所」という。）からの委託により行うものとする。ただし、施設に入所希望者を受け入れる余裕があり、かつ、入所者の処遇に支障がないと寮長が認める場合に限り、法の適用を受けない者を入所させることができる。

2 寮長は、施設の定員を超える場合又は、伝染性疾患を有し、他の入所者に伝染させる恐れがある

場合若しくは精神障害があり他の入所者に著しい迷惑を及ぼす恐れがある場合については、入所を拒むことができる。

(入所の手続)

第8条 寮長は、福祉事務所から入所委託の依頼があったときは、必要な調査を行い、入所の可否を決定し、速やかに福祉事務所に通知しなければならない。

2 寮長は、前条第1項ただし書による入所の申請があったときは、必要な調査を行い、その結果を福祉事務所及び入所申請者に通知しなければならない。

(身元引受人)

第9条 入所を決定された者の扶養義務者等（以下「身元引受人」という。）は、入所の際、身元引受書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 身元引受人が死亡その他の事由で身元引受人を辞退したときは、その都度、入所者は新たな身元引受人を決定し、当該身元引受人は、身元引受書(様式第1号)を提出しなければならない。

(誓約書)

第10条 入所を決定された者は、入所の際、誓約書(様式第2号)を提出しなければならない。

(退所処分)

第11条 寮長は、入所者が次の各号の一に該当するときは、福祉事務所の同意を得て、退所させることができる。

- (1) 尚和寮の規律に従わず、前条による誓約書に違反し、常習的に秩序をみだす行為をしたとき。
- (2) その他寮長が退所の必要があると認めたとき。

(生活指導)

第12条 寮長は、入所者の生活の向上に留意し、次の事項については、積極的に推進するものとする。

- (1) 心身の機能の維持回復を図るための訓練
- (2) 採暖、換気、照明、採光、温浴、休養等の合理的な実施
- (3) 教養、娯楽、体育、保健等の実施
- (4) 地域社会との連帯関係の保持
- (5) 参加の教養、娯楽、レクリエーション等の実施
- (6) 年間、月間、旬間毎の生活日課を編成して、これに基づく生活の支援
- (7) 要介護者に対する支援

(給食)

第13条 入所者の健康を維持増進するため、次の各号に掲げる事項に留意して調理するものとする。

- (1) 入所者の体調を考慮し、必要に応じて医師の指示を受けた献立による調理をするものとする。
- (2) 食品は、食品衛生法に基づいて取り扱うものとする。
- (3) 栄養士は、前号の趣旨に基づいて献立予定表を作成し、これを入所者に周知させるものとする。
- (4) 調理室、食品貯蔵所、食堂、食器、給食器具の清潔を保持するよう努めるものとする。
- (5) 給食従事者は、身体、衣服、作業服等を清潔に保ち、洗浄、消毒を適確に行うこと。

(健康管理)

第14条 入所者の健康を維持増進するため、年2回以上の健康診断を行うとともに委託した医師の診療日又は必要に応じて医療機関で診療を受けるものとする。

2 入所者が疾病又は負傷により、その症状から入院又は通院が必要と認めるときは、看護師又は委

託した医師と協議の上、適切な処置ができるよう努めるものとする。

(入所者の規律の遵守)

第15条 入所者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 共同生活を意識し、融和を旨として、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 職員の指示を守り、日課に基づいて、自発的に行動すること。
- (3) 外出しようとする者は、寮長の許可を受けること。
- (4) 外泊しようとする者は、寮長の許可を受けなければならない。この場合は、外泊許可証、身分証明書を携帯しなければならない。
- (5) 外出、外泊をするときは、期日又は時限を守り、帰寮したときは直ちに寮長に外出許可証を返戻すること。
- (6) 来訪者との面会をするときは、寮長が指定した場所で行い、面会が終わったときは、その旨を報告すること。
- (7) 火災予防のため、特に次の事項を厳守するものとする。
  - ア 居室、又は寮棟の内外で無断で焚火をしないこと。
  - イ 炊事を行わないこと。
  - ウ 居室その他の場所で私物の電気器具を、無断で使用しないこと。
  - エ 指定された場所以外の場所で喫煙しないこと。また、指定された場所であっても吸殻の消火を確認すること。
- (8) 廃棄物は、職員の指示に従って所定の場所に棄てること。

(非常災害対策)

第16条 寮長は、非常災害に対応するため防災計画を立て、防火管理者を配置する。その上で職員及び入所者に周知するとともに、火災予防の徹底に努めるものとする。

- 2 寮長は、所轄消防署、地区住民と連絡をとり、毎年定期的に避難、誘導、通報、消火等に関する訓練を、地域住民の参加が得られるように連携を取りながら実施するものとする。
- 3 寮長は、非常災害が発生したときは、臨機の処置をとるとともに理事長に報告しその指揮を受けるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に基づき必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行う。

(帳 簿)

第18条 尚和寮には、次の各号に掲げる帳簿を整備するものとする。

- (1) 管理に関するもの
- (2) 入所者に関するもの
- (3) 診療に関するもの
- (4) 給食に関するもの
- (5) その他必要とするもの

(苦情解決)

第19条 入所者等からの苦情は、協会苦情解決に関する規程に基づいて解決するものとする。

(虐待等の防止及び禁止)

第20条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第21条 事業所は利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その時の状況、日時、利用者の心身の状況及び理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第22条 事業所は、性的又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要な範囲を超えるものにより、職員の就業環境が害されることがないように、法人の指針に基づき必要な措置を講ずる。

(その他の運営に関する留意事項)

第23条 尚和寮は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 3 尚和寮は、見やすい場所に運営規程、職員の勤務体制、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。ただし、重要事項を記した書類を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できる状況にある場合は、掲示に代えることが出来る。
- 4 尚和寮は、職員、設備、備品及び会計に関する書類を整備するものとする。
- 5 尚和寮は、入所者に対するサービスの提供に関する書類を整備し、当該サービスを提供した日から協会文書取扱規程で定める期間保存するものとする。
- 6 尚和寮は、提供するサービスの質の評価を行い、その改善に努めるものとする。

(委 任)

第24条 この規程に定めるもののほか、運営管理に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（公布 昭和63年3月23日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

身 元 引 受 書

入 所 者

氏 名

⑩

生年月日

この度、貴所に入所することになった上記の者の身元に関する事項を私が引受け、貴所に迷惑を  
かけないようにいたします。

年 月 日

養護老人ホーム尚和寮長  
様

身元引受人

住 所

氏 名

⑩

生年月日

職 業

本人との続柄

連 絡 先

（電 話）

様式第2号（第10条関係）

誓 約 書

この度、貴所に入所することになりましたので、入所後は諸規程及び指示を堅く守り、入所者としての責任を果たします。もし諸規程に違反したときは、退所を命じられても異議は申しません。

年 月 日

養護老人ホーム尚和寮長  
様

入 所 者  
氏 名 ⑩